

鶴ヶ島市告示第183号

鶴ヶ島市空家再生・住環境向上補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年6月23日

鶴ヶ島市長 齊 藤 芳 久

鶴ヶ島市空家再生・住環境向上補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、隣地統合をする者を支援し、空家及び狭小地等で抱えている問題を解消することにより、市民の生活環境の向上及び安全で安心なまちづくりを推進し、もって定住人口の減少を抑制することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭小地等 次のアからウまでのいずれかに該当する土地（国又は地方公共団体以外の者が所有する土地をいう。以下同じ。）をいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項の規定に適合しないもの

イ 敷地面積がおおむね100平方メートル未満であるもの

ウ その他単独での活用が困難であると市長が認めるもの

(2) 隣接狭小地等 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）が所有する狭小地等と2メートル以上接する狭小地等をいう。

(3) 隣地統合 自らの居住の用に供することを目的として、令和7年4月1日以後に隣接狭小地等を取得し、不動産登記法（平成16年法律第123号）第3条第1号に規定する所有権の保存等の登記をすることをいう。ただし、宅地分譲を目的として既に区画割がされており、宅地として登記されている隣接狭小地等を取

得する場合を除く。

- (4) 住宅等 一戸建ての住宅、共同住宅その他の住宅（店舗等の用途を兼ねるもので、その用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、隣地統合をした者であって、申請の日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 隣地統合後の土地の所有者（所有者が複数の場合にあっては、全ての所有者の同意を得ていること。）であること。
- (3) 市税を滞納していないこと。
- (4) 鶴ヶ島市暴力団排除条例（平成24年条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者でないこと。

（補助対象要件）

第4条 補助金の交付の対象となる土地の要件は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- (1) 隣地統合をした土地が、鶴ヶ島市立地適正化計画に基づく居住誘導区域内に存すること。
- (2) 贈与又は相続若しくは遺贈により隣地統合をした土地でないこと。
- (3) 隣地統合をした土地の面積が、100平方メートル以上250平方メートル未満であること。
- (4) 申請日前6月以内に隣地統合をした土地であること。
- (5) 隣地統合をした土地を補助金の交付の決定を受けた日から起算して1年以内に、同一の敷地として利用すること。
- (6) 隣地統合をした土地を同一の敷地として利用した日から起算して5年を経過する日までは、当該同一の敷地として利用すること。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）の合計額とする。

- (1) 測量費用
- (2) 登記費用
- (3) 不動産取得に係る仲介手数料
- (4) 隣地統合をした土地を同一の敷地として利用するために必要な既存建築物及び門塀等の既存工作物（立木、生垣等を含む。）の撤去費用等
- (5) その他市長が必要と認める経費
（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、50万円に次に掲げる額を加えた額とする。ただし、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は100万円のいずれか小さい額を限度とする。

- (1) 狭小地等又は隣接狭小地等に存する住宅等を除却する場合 1棟につき20万円
- (2) 空き家バンク（鶴ヶ島市空き家バンク事業実施要綱（平成28年告示第23号）第2条第3号に規定する空き家バンクをいう。以下同じ。）に登録された空家を取得し、これを除却する場合 1棟につき20万円
- (3) 補助対象者が40歳未満である者又はこども（補助対象者の1親等の直系卑属であって、隣地統合をした時点において18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養する者である場合 30万円

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の鶴ヶ島市空き家再生・住環境向上補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 隣地統合をした土地に存する住宅等又は空家の所在地、位置関係、所有権等が分かる書類

- (2) 補助対象経費及びその明細が分かる契約書の写し等
 - (3) 口座振込等（新規・変更）申出書
 - (4) 振込先口座が分かる書類（通帳、キャッシュカードの写し等）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、様式第2号の鶴ヶ島市空家再生・住環境向上補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、速やかに補助金の交付を行うものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したときは、その決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金については、期限を定めてその全部又は一部の返還を求めることができる。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年7月1日から施行する。